

○新地方行革指針による地方行革の推進

1 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表

(1) 行政改革大綱の見直し

行政組織運営全般について、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のサイクル（以下「P D C Aサイクル」という。）に基づき不断の点検を行いつつ、本指針を踏まえ、新たな行政改革大綱等の策定又は従来の行政改革大綱の見直しを行うこと。

(2) 集中改革プランの公表

行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、①から⑨までに掲げる事項（⑤及び⑥については都道府県に限る。）を中心に平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画（以下「集中改革プラン」という。）を平成17年度中に公表すること。

その際、可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いることとし、特に、定員管理の適正化計画については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成22年4月1日における明確な数値目標を掲げること。

①事務・事業の再編・整理、廃止・統合

②民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

③定員管理の適正化

④手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）

⑤市町村への権限移譲

⑥出先機関の見直し

⑦第三セクターの見直し

⑧経費節減等の財政効果

⑨その他